

令和5年9月20日

津島市長 日比一昭様

津島市特別職報酬等審議会

会長 伊藤彰浩

津島市特別職の職員で常勤のもの給料及び議員報酬を改定することについて（答申）

本審議会に諮問されたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1 審議の経過

令和5年9月20日に審議会を開催し、審議を行った。

本年度は、津島市の財政状況、県内各市の常勤特別職の給料、議員報酬の実態等を、特別職の職務の重大さと特殊性を勘案し、資料に基づき慎重に審議した結果、委員全員一致をもって次のとおり決定した。

2 答申の額

(1) 市長、副市長及び教育長の給料について

市長	月額	909,000円	(引き上げ)
副市長	月額	764,000円	(引き上げ)
教育長	月額	683,000円	(引き上げ)

(2) 市議会議長、副議長及び議員の報酬について

議長	月額	483,000円	(引き上げ)
副議長	月額	443,000円	(引き上げ)
議員	月額	419,000円	(引き上げ)

3 説明

本年度の答申については、令和5年の人事院勧告、市の財政状況、県内他市の状況等を総合的に判断して結論に至った。

市長、副市長及び教育長の給料水準については、常勤の特別職として、社会経済状況や多様化・複雑化する住民ニーズに応えるため、非常に重要な役割を担うものであり、その職務や職責に対応するものである。

市長、副市長及び教育長の給料月額並びに市議会議長、副議長及び議員の報酬月額については、令和5年の人事院勧告において、国の指定職の給料が0.3%程度の引き上げ改定であったこと、市の財政状況及び県内他市の状況をかんがみ、同様に引き上げることが適当と判断した。

4 附帯意見

期末手当の支給月数については、人事院勧告では3.30月分から3.40月分への引き上げであったことを考慮し、同様に引き上げることが適当であると考えます。

また、長期的な視点を持って、行財政改革に取り組み、更なる財政調整基金の積み増しに努められたい。